

令和4年度事業計画

1. 事業の実施方針

令和2年4月1日に施行された「奈良県更生支援の推進に関する条例（令和2年3月奈良県条例第52号）」の第13条の規定に基づき、罪に問われた者等の更生支援に関する事業を行い、罪に問われた者等の円滑な社会復帰の促進及び誰もが地域の一員として包摂され、互いに支え合う共生のまちづくりの推進を図ることにより、もって更生を志す者を含む全ての県民が安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

2. 事業計画の概要

(1) 罪に問われた者等の雇用

刑務所等において、入所者に対し事業説明会を実施するとともに、法務省や厚生労働省と緊密に連携し、改善更生の意欲が高く、また奈良県に帰住し、生計を立てる意欲がある者を、矯正就労支援情報センターと相談をしながら、公共職業安定所の受刑者等専用求人を通じて、刑務所等で希望者を募集し、面接を実施の上、新規に数名を採用する。

(2) 就労の場の確保・提供及び住居の貸与

森林組合を就労の場として提供し、同組合において研修を実施するとともに、農業を新たな就労の場として確保・提供する。また性別や年齢に関係なく受け入れることができるよう、幅広い職種における就労の場を開拓する。

住居については、市町村の公営住宅を研修員の住まいに充てるとともに、研修員が地域に定着できるまでの間、財団職員による宿日直を実施することにより、地元との調整を図る。

また、新規採用予定者についても、就労先に通勤するための適切な場所に住まいを確保する。

(3) 職業訓練及び社会的な教育の実施

奈良県林業機械化推進センターや森林組合において、林業で就労するために必要な職業訓練を実施するとともに、研修先において農業で就労するために必要な職業訓練も実施する。

また雇用者の属性に応じて、ソーシャル・スキル・トレーニングなどの社会的な教育のうち、必要となる内容を見極めた上で、財団の職員や保護

司、あるいは法務教官などの外部講師を招いて社会的な教育を実施する。

さらに、イベント等へ参加することにより市民と交流し、更生支援の重要性について理解を深める。

(4) 相談の実施等の社会復帰に必要な支援

保護観察期間については、保護司等とともに財団の職員が、保護観察期間経過後は、財団の職員が、それぞれ研修時や就労時間外に相談できる体制を維持し、面会や相談を実施するとともに、社会復帰に必要な支援を実施する。

(5) 労働者派遣に関すること

令和2年度採用の研修員に続き、令和3年度採用の研修員についても、令和4年11月から森林組合でのOJT研修を派遣就労に切り替える。

(6) その他の必要な事業

財団における事業を、安定的に継続して実施するため、法務省等と緊密に連携し、雇用者を安定的に受け入れる体制を構築するとともに、雇用者を幅広く受け入れるための住まい、作業、教育、訓練の場の設置等を含めた事業実施体制の検討及び構築、さらには奈良県内で雇用者の特性に応じた就労の場等を提供するための関係機関や事業者等との協議を実施する。